

議第58号

滋賀県立学校の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年 2月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立学校の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立学校の設置および管理に関する条例（昭和39年滋賀県条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表第2 滋賀県立瀬田高等学校の項を削る。

付 則

この条例は、平成29年 4月 1日から施行する。